北海道公安委員会規則第11号 昭和47年11月20日

改正 昭和48年4月1日公安委員会規則第6号、12月1日第9号、50年5月24日第2号、 51年11月17日第10号、53年5月24日第3号、11月30日第8号、54年11月12日第5号、 57年4月8日第4号、12月23日第7号、59年1月5日第2号、60年12月26日第10号、 61年4月1日第3号、62年6月25日第3号、63年3月24日第1号、7月28日第4号、 平成元年4月10日第3号、5月1日第4号、6月29日第5号、9月11日第7号、12 月7日第9号、12月14日第10号、2年8月1日第3号、3年4月12日第3号、5年 1月29日第1号、6年5月10日第4号、9月30日第10号、12月22日第13号、7年4 月7日第3号、10月30日第7号、8年8月28日第5号、9年10月13日第5号、10年 3月20日第2号、6月19日第7号、9月11日第8号、9月29日第9号、11月24日第 12号、12年3月24日第4号、13年3月30日第6号、6月29日第12号、11月2日第18 号、14年5月31日第3号、15年3月14日第1号、16年3月19日第2号、9月28日第 10号、11月5日第12号、17年3月31日第4号、7月1日第8号、18年3月31日第7 号、5月26日第10号、11月17日第13号、19年3月16日第4号、5月29日第6号、8 月17日第14号、8月31日第15号、10月19日第18号、12月28日第23号、20年3月21日 第3号、21年2月27日第1号、3月27日第3号、5月29日第8号、6月19日第10号、 11月10日第14号、12月8日第17号、22年3月5日第1号、3月12日第2号、3月26 日第3号、23年3月29日第5号、11月25日第9号、24年4月3日第4号、4月6日 第6号、7月6日第7号、10月26日第10号、25年3月22日第4号、8月30日第9号、 26年3月25日第3号、27年3月10日第3号、3月31日第6号、7月10日第9号、10 月30日第10号、28年3月8日第1号、3月18日第2号、3月29日第3号、29年3月 10日第1号、6月30日第10号、10月6日第12号、30年3月30日第4号、11月20日第 6号、31年3月8日第2号、3月26日第6号、令和元年7月23日第7号、9月27日 第10号、11月8日第13号、12月20日第16号、令和2年3月24日第6号、6月19日第 7号、令和3年3月30日第5号、5月14日第7号、8月31日第10号、令和4年3月 29日第6号、5月13日第9号、7月8日第10号、11月1日第12号、12月27日第13号、 令和5年3月22日第3号、6月30日第9号

### 目次

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 交通規制(第3条-第7条)
- 第2章の2 遠隔操作型小型車(第7条の2-第7条の4)
- 第3章 緊急自動車等の届出及び指定(第8条・第8条の2)
- 第4章 車両の交通方法(第9条-第11条)
- 第5章 運転者の遵守事項 (第12条)

- 第6章 安全運転管理者等(第13条-第18条)
- 第6章の2 車両の使用制限等(第18条の2-第18条の4)
- 第6章の3 特定自動運行(第18条の5-第18条の7)
- 第7章 道路の使用等(第19条-第20条の7)
- 第8章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許(第21条-第24条の4)
- 第9章 講習等(第25条)
- 第10章 雑則 (第26条 第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通 法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和 35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)並びにこれらの法令に基づく国家公安 委員会規則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公安委員会に対する申請等)

第2条 法、令、施行規則及びこれらの法令に基づく国家公安委員会規則並びにこの規則の 規定により北海道公安委員会(以下「道公安委員会」という。)又は方面公安委員会(以 下「公安委員会」と総称する。)に対する申請及び届出は、別表1に掲げる区分に従い当 該警察署等を経由しなければならない。

第2章 交通規制

(交通の規制の効力)

- 第3条 法第4条第1項前段に規定する交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を 開始したときに、道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)にあってはこれ を設置したときに、発生するものとする。
- 2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又は撤去したときに、 道路標識等にあってはこれを撤去したときに、消滅するものとする。
- 3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通の規制の効力を停止する場合は、 道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

- 第3条の2 法第4条第2項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 道路標識等による規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。第2号において同じ。)にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。)の対象から除く車両
    - ア 警衛要則 (昭和54年国家公安委員会規則第1号) による自動車お列内の自動車
    - イ 警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)による自動車警護列内の自動車

- (2) 最高速度の規制の対象から除く車両
  - ア 緊急自動車(高速自動車国道の本線車道にあっては、100キロメートル毎時を超える最高速度の場合を除く。)
  - イ 専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。)
- (3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1規制標識の表に規定するものをいう。)のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「車両(組合わせ)通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の対象から除く車両
  - ア 急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
  - イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他の警察 活動のため使用中の車両並びに当該活動のため使用中の車両に誘導されている車両
  - ウ 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車 (第5号において「選挙運動用自動車等」という。) で、当該目的のため使用中のも の。ただし、別表2に掲げる道路の区間を除く。
  - エ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、塵芥車又は糞尿車の登録を受けたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両
  - オ 道路維持作業用自動車で、当該用務のため使用中の車両
  - カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車(別記様式第1号) の標章を掲出しているもの
    - (ア) 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配又は電気通信 事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電報の配達のため使用中の車両
    - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が行う一般廃棄物(市町村 長から委託を受けて行うものを含む。)の収集のため使用中の車両(エの車両を除 く。)
    - (ウ) 道路若しくは道路の附属物、信号機、道路標識等の建設又は維持管理のため使用 中の車両(オの車両を除く。)
- (4) 停車及び駐車禁止の規制並びに駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く 車両
  - ア 前号アの車両
  - イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り並びに警備活動のため使 用中の車両並びに当該活動のため現に停止を求められている車両
  - ウ 緊急自動車で当該緊急用務のため使用中のもの

- (5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。ただし、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法によること。
  - ア 選挙運動用自動車等で、当該目的のため使用中のもの
  - イ 第3号エの車両
  - ウ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車 (別記様式第2号)の標章を掲出しているもの
    - (ア) 道路若しくは道路の附属物、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両
    - (4) 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復のため使用中の車両
    - (ウ) 医師法 (昭和23年法律第201号) に基づき医業を行う医師による緊急往診のため 使用中の車両
    - (エ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
    - (オ) 法第51条の4に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
    - (カ) 第3号カ(ア)の車両
    - (キ) 第3号カ(イ)の車両
    - (ク) 裁判所法 (昭和22年法律第59号) に規定する執行官が民事執行法 (昭和54年法律 第4号) に基づく強制執行等を迅速に行うため使用中の車両
    - (ケ) 狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) に基づき、北海道知事が指定した捕獲人 等が行う犬の捕獲のため使用中の車両
    - (コ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成15年法律第110号)に基づき、社会復帰調整官が行う緊急用務のため使用中 の車両
    - (#) 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車の登録を受け、現に歩行 が困難な者の輸送のために使用中の車両
  - エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車(別記様式第2号の2)の標章又は他の都府県公安委員会が交付する同種の標章のうち、次に掲げるもののいずれかに該当する標章を掲出しているもの
    - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、別表3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの
    - (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、別表3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

- (ウ) 療育手帳制度について (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について (昭和48年9月27日 児発第725号厚生省児童家庭局長通知) 第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害の程度を有するもの
- (オ) 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について(平成6年12月1日児発1033号) に基づく小児慢性特定疾患児手帳(色素性乾皮症患者に限る。)の交付を受けている者(日の出から日没までの時間に車両を使用する場合に限る。)
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、身体障害者等で歩行が困難なことにより社会 生活が制限されると公安委員会が認めるもの
- 2 前項第3号力並びに第5号ウ及び工の標章の交付を受けようとする者は、前項第3号力 及び第5号ウの標章にあっては通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書(別記様式第 3号)により、前項第5号工の標章にあっては駐車禁止等除外指定車標章交付申請書(別 記様式第3号の2)により公安委員会に申請しなければならない。
- 3 前項の通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書及び駐車禁止等除外指定車標章交付 申請書(第7項及び第8項において「標章交付申請書」という。)には、次の各号に掲げ る標章の種別に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。
  - (1) 第1項第3号カ又は第5号ウの標章
    - ア 当該車両に係る道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証若しくは同法 第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面又は道路運送車両法 施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証 (以下「自動車検査証等」という。)の写し
    - イ 当該用務に使用する車両であることを疎明する書面
    - ウ 当該車両に係る用務を疎明する書面
  - (2) 第1項第5号エの標章 交付を受けようとする者が、第5号エに掲げるもののいずれかに該当することを疎明する書面
- 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両(第 1項第5号エの標章を受けようとする者にあっては、当該標章の交付を受けようとする 者)が第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエのいずれかに該当すると認めるときは、そ の有効期限を定めて標章を交付するものとする。
- 5 第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章(以下この条において「標章」という。)は、当該車両の前面ガラスの見やすい箇所(前面ガラスがない構造の車両にあっては外部から見やすい位置)に掲出しなければならない。この場合において、第5号ウ又はエに掲げる車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態

で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

- 6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
  - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。ただし、当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。
- 7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若 しくは破損したときは、再交付の理由を明らかにし、標章交付申請書により、公安委員会 に標章の再交付申請をすることができる。
- 8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載内容に変更が生じたときは、速やかに標章交付申請書に必要事項を記載し、変更を疎明する資料を添付して公安委員会に申請しなければならない。
- 9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したと認めたとき は、当該標章の返納を命ずることができる。
- 10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章(第 3号の場合にあっては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(警察署長に委任する交通規制)

第4条 法第5条第1項の規定により警察署長に行わせる交通規制は、令第3条の2第1項 に規定するものとする。

(信号機の設置又は管理の委任)

- 第5条 法第5条第2項の規定により信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、信号機設置・管理委任申請書(別記様式第4号)により公安委員会に申請するものとする。
- 2 公安委員会は、前項の規定により信号機の設置又は管理を委任するときは、信号機設置 ・管理委任書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。

(警察官等の信号に用いる灯火)

- 第5条の2 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に使用する灯火の色及び 光度は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 色 赤色又は淡黄色
  - (2) 光度 夜間50メートルの距離から確認できるもの

(警察署長の通行許可)

第6条 令第6条第3号の規定による通行を許可する事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠かすことができない新聞、牛乳その他の物品を配達するため、当該道路 を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (2) 冠婚葬祭、引越しその他社会慣習上当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- 2 警察署長は、令第6条及び前項の規定により通行を許可したときは、道路交通法施行規 則第5条に規定する通行禁止道路通行許可車証(施行規則別記様式第1の3。以下「通行 許可証」という。)を交付するものとする。
- 3 第3条の2第5項前段、第6項(第3号ただし書きを除く。)及び第10項(第2号に限る。)の規定は、前項に規定する通行許可証の交付を受けた車両の運転者について準用する。この場合において、第3条の2第5項前段中「第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章(以下この条において「標章」という。)」とあり、並びに同条第6項及び第10項中「標章」とあるのは「通行許可証」と読み替えるものとする。

(警察署長の駐車許可)

- 第7条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。
  - (1) 当該申請に係る日時が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イにおいて同じ。) により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
    - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこ と。
  - (2) 当該申請に係る場所が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所 (無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。) であること。
    - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
  - (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
    - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよるでであること。
    - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
  - (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
    - ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、 当該用務先の直近
    - イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

- 2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当す場合に、 許可するものとする。
  - (1) 当該申請に係る日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて 駐車するものでないこと。
  - (2) 当該申請に係る場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所 でないこと。
    - イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を 著しく阻害することとならないこと。
  - (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
    - イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他 駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
    - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
  - (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
    - ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
    - イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記様式第7号)を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
  - (1) 当該用務に係る車両の自動車検査証等の写し
  - (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図 (建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
  - (3) 当該申請に係る用務を疎明する書面
  - (4) 当該車両の運転者の自動車運転免許証
- 5 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をした場合は、駐車許可証(別記様式 第8号)を交付するものとする。
- 1 第3条の2第5項、第6項及び第10項(第2号に限る。)の規定は、前項に規定する駐車許可証の交付を受けた車両の運転者について準用する。この場合において、第3条の2 第5項中「第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章(以下この条

において「標章」という。)」とあり、及び「標章」とあり、並びに同条第6項及び第10項中「標章」とあるのは「駐車許可証」と、同条第5項中「第5号ウ又は工に掲げる車両の」とあるのは「第7条第6項の規定により駐車許可証の交付を受けた」と読み替えるものとする。

第2章の2 遠隔操作型小型車

(届出番号等の通知)

第7条の2 法第15条の3第3項の規定による遠隔操作型小型車の通行の届出をした者に対する届出番号等の通知は、届出番号等通知書(別記様式第8号の2)により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する報告等の要求)

第7条の3 法第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は 資料の提出の要求は、遠隔操作型小型車に関する報告・資料提出要求書(別記様式第8号 の3)により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第7条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書(別記様式第8号の4)により行うものとする。

第3章 緊急自動車等の届出及び指定

(緊急自動車等の届出)

- 第8条 令第13条第1項第1号及び第1号の2に規定する緊急自動車又は令第14条の2第1号に規定する道路維持作業用自動車の届出をしようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書(別記様式第9号)に自動車検査証等の写しその他の当該届出事項を証することのできる書類を添えて、公安委員会に届け出なければならない。
- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車届出確認書(別記様式第10号) 又は道路維持作業用自動車届出確認書(別記様式第10号の2)(以下この条において「届 出確認書」と総称する。)を交付するものとする。
- 3 緊急自動車又は道路維持作業用自動車の届出の確認を受けた者(以下この条において「届 出確認を受けた者」という。)は、当該届出に係る自動車に届出確認書を備え付けておか なければならない。
- 4 届出確認を受けた者は、届出確認書の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車・道 路維持作業用自動車届出確認書記載事項変更届(別記様式第11号)に届出確認書を添えて、 速やかに公安委員会に届け出なければならない。
- 5 届出確認を受けた者は、届出確認書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、 緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認書再交付申請書(別記様式第12号)により公 安委員会に再交付を申請することができる。
- 6 届出確認を受けた者は、当該届出に係る自動車の用途を変更し、若しくは使用しなくなったとき、又は届出確認書の再交付を受けた後において、亡失した届出確認書を発見し、

若しくは回復したときは、速やかに当該届出確認書を公安委員会に返納しなければならない。

(緊急自動車等の指定)

- 第8条の2 令第13条第1項(第1号及び第1号の2を除く。)に規定する緊急自動車又は 令第14条の2第2号に規定する道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、緊急 自動車・道路維持作業用自動車指定申請書(別記様式第12号の2)に自動車検査証等の写 しその他の当該申請事項を証することのできる書類を添えて、公安委員会に申請しなけれ ばならない。
- 2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、緊急自動車指定書(別記様式第12号の3)又は道路維持作業用自動車指定書(別記様式第12号の3の2)(以下この条において「指定書」と総称する。)を交付するものとする。
- 3 緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定を受けた者(以下この条において「指定を 受けた者」という。)は、当該指定に係る自動車に指定書を備え付けておかなければなら ない。
- 4 指定を受けた者は、指定書の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書記載事項変更届(別記様式第12号の4)に指定書を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。
- 5 指定を受けた者は、指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書再交付申請書(別記様式第12号の5)により公安委員会に再交付を申請することができる。
- 6 指定を受けた者は、当該指定に係る自動車の用途を変更し、若しくは使用しなくなつた とき、又は指定書の再交付を受けた後において、亡失した指定書を発見し、若しくは回復 したときは、速やかに当該指定書を公安委員会に返納しなければならない。

第4章 車両の交通方法

### 第9条 削除

(軽車両の燈火)

- 第9条の2 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。以下同じ。) につけなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え 付けている場合は、第2号に掲げる燈火をつけることを要しない。
  - (1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる 光度を有する前照燈
  - (2) 橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点燈を確認できる光度を有する 尾燈
- 2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項の基準に適合する前照燈を照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の 重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運 転してはならない。

# (1) 乗車人員

- ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (7) 16歳以上の運転者が、幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させている場合
  - (4) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
  - (ウ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。 以下同じ。) の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させている場合
  - (エ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期 に達するまでの者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で 確実に緊縛している場合
  - (オ) タンデム自転車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に運転者以外の者1人を乗車させている場合
  - (カ) 他人の需要に応じ、有償で自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、 当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させてい る場合
- イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車 させないこと。

# (2) 積載重量

- ア 積載装置を備える自転車にあっては30キログラムを、リヤカーを牽引する場合にお けるその牽引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれ超えないこと。
- イ 四輪の牛馬車にあっては5,000キログラムを、二輪の牛馬車にあっては3,500キログラムを、それぞれ超えないこと。
- (3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限
  - ア 長さ 自転車にあってはその積載装置の長さに0.3メートルを加えた長さ、牛馬車 (馬そりを含む。以下同じ。)にあってはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えた長さを、それぞれ超えないこと。
  - イ 幅 乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えた幅を超えないこと。

- ウ 高さ 2メートル (牛馬車にあっては、3メートル) からその積載をする場所の 高さを減じた高さを超えないこと。
- (4) 積載の方法
  - ア 前後 自転車にあってはその積載装置から0.3メートルを、自転車以外の軽車両 にあってはその乗車装置又は積載装置から0.6メートルを、それぞれ超えて はみ出さないこと。
  - イ 左右 自転車にあってはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあってはその 乗車装置又は積載装置から0.15メートルを、それぞれ超えてはみ出さないこ と。

(自動車の積載物の高さの制限)

第10条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表4に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

(原動機付自転車及び軽車両の牽引制限)

- 第11条 法第60条の規定による原動機付自転車及び軽車両の牽引制限は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 原動機付自転車及び軽車両の運転者は、他の車両を1台に限り牽引することができる。
  - (2) 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によつて、 牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。
  - (3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他やむを得ない理由のあるときは、前号の規定にかかわらず自動車又は一般原動機付自転車(以下「故障車」という。)を牽引することができる。この場合における牽引は、次に掲げる事項を守って行わなければならない。ア 牽引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。
    - イ その故障車に係る運転免許を受けた者又は国際運転免許証を所持する者を故障車に 乗車させ、ハンドルその他の装置を操作させること。
    - ウ 牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。
    - エ 故障車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に、0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。
  - (4) 軽車両の運転者は、他の車両を牽引するときは、牽引する軽車両と牽引される車両相 互を堅ろうなロープ等によって確実につながなければならない。

第5章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

- 第12条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 警音器を備えていない自転車を運転しないこと。
  - (2) 積雪し、又は凍結している道路において、自動車若しくは原動機付自転車を運転する

- ときは、スノータイヤを全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。
- (3) 積雪し、又は凍結している道路以外の舗装道においては、車輪にスパイクタイヤ(道路を損耗するおそれのある金属ピンその他の物が突出した状態で接地部に固定されているタイヤをいう。)を装着して自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。ただし、11月1日から翌年4月9日までの間において自動車又は原動機付自転車を運転する場合又は次のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。
  - ア 物品の配達、通勤、通学その他の業務のため自動車又は原動機付自転車を運転する 者が、当該業務のため頻繁に通行する道路が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、 若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、当該業務に係る自動車又は 原動機付自転車を運転するとき。
  - イ その通行の経路に係る道路に積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結 するおそれがある道路の部分がある場合に、積雪し、又は凍結している道路の部分以 外の道路の部分(当該通行の経路に係る道路のうち、道路及び交通の状況、滑り止め の措置を講じるための場所の有無等の理由により当該積雪し、又は凍結している道路 の部分以外の道路の部分において滑り止めの措置を講じた自動車又は原動機付自転車 を運転することがやむを得ないと認められる道路の部分に限る。)において自動車又 は原動機付自転車を運転するとき。
  - ウ 肢体不自由その他の身体上の障害のため第2号の規定による滑り止めの措置を講じることが困難な者が自動車又は原動機付自転車を運転するとき。
  - エ 爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物(交通事故等による衝撃等又は当該 衝撃等による当該危険物を収容する容器包装の破壊により、当該危険物の作用を誘発 し、道路における危険を生じさせるおそれのあるものに限る。)の運搬の用に供する 自動車を危険物の運搬のために運転するとき。
  - オ 法第85条第3項に規定する重被牽引車を牽引して同条同項に規定する牽引自動車を 運転するとき。
  - カ 法第39条第1項に規定する緊急自動車が当該緊急用務のため出動することとなる地域若しくは通行の経路に係る道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、同条同項の政令で定める自動車を運転するとき。
  - キ 令第14条の2第1号に規定する自動車のうち道路を除雪するため必要な特別の構造 又は装置を有するものを道路の除雪の用に供するため運転するとき。
  - ク 道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般旅客自動車運送事業及び貨物 自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に規定する一般貨物自動車運送事業に従事 する者が、当該事業に係る路線又は事業区域の道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、 又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、当該業務のた め事業用自動車を運転するとき。

- ケ 警察署長が法第51条第5項(法第75条の8第2項の規定により準用する場合を含む。)又は法第81条第2項の規定により移動する車両の移動の業務に従事する者が、 当該業務のため出動する地域の道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、 若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、車両の移動を行うために必要な特別の構造又は装置を有する自動車で、その自動車を使用する者が公安委員会に 届け出たものを運転するとき。
- コ 郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第26条第2項第1号に規定する速達の 集配業務又は電気通信事業法に規定する電報を配達する業務に従事する者が、当該業 務を行う地域の道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結す るおそれがある道路である期間において、当該業務のために使用する大型自動二輪車、 普通自動二輪車又は原動機付自転車として公安委員会に届け出たものを運転すると き。
- サ 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の規定により緊急輸送を行うため出動することとなる地域若しくは通行の経路に係る道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、緊急輸送を行う自動車又は原動機付自転車を運転するとき、その他車輪にスパイクタイヤを装着して運転することにつき公益のため、又は緊急を要するためやむを得ない理由があると認められるとき。
- (4) げた、スリッパ等運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物をはいて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (5) 傘を差し、物を担ぎ、物を手に持つ等運転の視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (6) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話若しくは操作し、又は 画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。
- (7) 高音でカーラジオ等を聴き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で、車両を運転しないこと。 ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン又はヘッドホンを使用するときは、この限りでない。
- (8) 後写鏡の効用を妨げるように物を置き、又はカーテンの類を用いないこと。
- (9) 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格 出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(法第77条第 1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使 用されるものを除く。)(以下この号においてこれらを「原動機付自転車等」という。) を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機 付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原

動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

- (10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は 反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自 動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格 出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しない こと。
- (11) 自動車を運転する場合において、法第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で法第91条の規定により当該免許に法第71条の6第1項又は第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車(当該標識を付けた準中型自動車又は普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第6章 安全運転管理者等

(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)

- 第13条 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任又は解任の届出は、安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書(別記様式第13号。以下本条において「届出書」という。)により行わなければならない。
- 2 届出書の記載事項中、届出者の氏名、名称若しくは住所又は安全運転管理者等の氏名若 しくは職務上の地位又は自動車の使用の本拠の名称若しくは位置に変更のあったときは、 その変更の日から15日以内に前項の届出書により届け出なければならない。
- 3 第1項の届出書には、施行規則第9条の13第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 運転免許証又は住民票の写し
  - (2) 履歴書(別記様式第14号)
  - (3) 職務・運転経歴証明書(別記様式第15号)
  - (4) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する運 転記録証明書
- 4 施行規則第9条の9の規定により公安委員会の行う教習を修了した者又は認定を受けた 者の選任の届出は、前項に規定する添付書類のほか、第16条第2項に規定する安全運転管 理者教習修了証書の写し又は第17条第2項に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者 資格認定書の写しを添付しなければならない。

(安全運転管理者証等の交付)

第14条 公安委員会は、前条第1項の選任の届出があった場合において、その者が施行規則 第9条の9に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証(別記様式第16号)又 は副安全運転管理者証(別記様式第16号の2)を交付するものとする。

(解任等の命令)

- 第15条 法第74条の3第6項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書(別記様式第17号)により行うものとする。
- 2 法第74条の3第8項の規定により自動車の使用者に対して必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書(別記様式第18号)により行うものとする。

(資格要件の教習)

- 第16条 施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会の教習を受けようとする 者は、安全運転管理者教習申出書(別記様式第19号)により申し出なければならない。
- 2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、安全運転管理者教習修了証書(別記様 式第19号の2)を交付するものとする。

(資格の認定)

- 第17条 施行規則第9条の9の規定により公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定申請書(別記様式第20号)により申請しなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の申請によりこれを認定したときは、安全運転管理者資格認定書(別記様式第20号の2)又は副安全運転管理者資格認定書(別記様式第20号の3)を交付するものとする。

(自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出の要求)

第18条 法第75条の2の2第1項の規定により自動車の使用者又は安全運転管理者に対し、 必要な報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書(別記様式第21号)を 交付して行うものとする。

第6章の2 車両の使用制限等

(車両の使用者に対する指示)

第18条の2 法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による車両の使用者に対する指示は、指示書(別記様式第21号の2)を交付して行うものとする。

(使用制限書)

第18条の3 法第75条第9項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により車両の使用者に交付する文書は、車両の使用制限書(別記様式第21号の3)とする。 (報告又は資料の提出要求)

第18条の4 法第75条の2の2第2項の規定により自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書を交付して行うものとする。

第6章の3 特定自動運行

(許可の条件の変更等)

第18条の5 法第75条の15第2項(法第75条の16第2項において準用する場合を含む。)の

規定により特定自動運行の許可の条件を変更し、又は新たに許可の条件を付するときは、 特定自動運行実施者に対して条件変更等通知書(別記様式第21号の4)により通知するも のとする。

(特定自動運行実施者に対する報告等の要求)

第18条の6 法第75条の25第1項の規定による特定自動運行実施者に対する報告又は資料の 提出の要求は、特定自動運行に関する報告・資料提出要求書(別記様式第21号の5)によ り行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第18条の7 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書(別記様式第21号の6)により行うものとする。

第7章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

- 第19条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
  - (2) みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。
  - (3) 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
  - (4) 交通の妨害となるような方法で物件を道路に突き出すこと。
  - (5) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
  - (6) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないで おくこと。
  - (7) 車両等の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
  - (8) 交通の危険又は妨害となるような方法で、進行中の車両からみだりに身体を出し、又は物件を出すこと。
  - (9) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。 (道路の使用の許可を必要とする行為)
- 第20条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの(第4号、第6号及び第7号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。
  - (1) 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
  - (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等をすること。
  - (3) 道路において、祭礼行事、式典、競技会、パレード、集団行進その他これらに類する 行為をすること。ただし、学生、生徒等の遠足、修学旅行等の隊列又は通常の冠婚葬祭 等による行進は、この限りでない。
  - (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、広告、宣伝等をし、又は

ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。

- (5) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路に宣伝物、印刷物その他の物を散布し、又はこれに類する行為をすること。
- (7) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目を引く装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

- 第20条の2 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
  - (2) 工作物(軽易なものを除く。)を設けるものにあっては、その設計図及び仕様書(道路使用許可の条件の変更等の通知)
- 第20条の3 警察署長は、法第77条第4項の規定により、許可の条件を変更し、又は新たな 条件を付したときは、当該許可に係る許可証に変更した条件又は新たに付した条件を記載 して通知するものとする。

(道路使用許可の取消し等の通知)

第20条の4 法第77条第5項の規定により許可を取り消し、又は許可の効力を停止したときは、道路使用許可の取消し・停止通知書(別記様式第22号)により通知するものとする。

第20条の5 削除

(違法工作物等に対する措置命令の手続)

第20条の6 法第81条第1項の規定による命令は、違法工作物等措置命令書(別記様式第22 号の3)を交付して行うものとする。

(沿道の工作物等の危険防止のための措置命令の手続)

第20条の7 法第82条第1項の規定による命令は、沿道工作物等措置命令書(別記様式第22 号の4)を交付して行うものとする。

第8章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(緊急自動車の運転資格の審査)

第21条 令第32条の2、第32条の3の2又は第32条の5に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書(別記様式第23号)を公安委員会に提出しなければならない。

(運転免許の保留の期間等の短縮の手続)

第21条の2 公安委員会は、法第90条第12項若しくは法第103条第10項又は法第107条の5第3項において準用する法第103条第10項の規定により、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を終了した者に対して、その者の運転免許の保留の期間若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間を短縮したときは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

- (1) 運転免許の保留 運転免許保留期間短縮通知書(別記様式第23号の2)
- (2) 運転免許の効力の停止 運転免許停止期間短縮通知書 (別記様式第23号の2の2)
- (3) 自動車等の運転の禁止 自動車等の運転禁止期間短縮通知書(別記様式第23号の2の3)

(条件解除審査の申請の手続)

第21条の3 法第91条の規定により自動車等を運転するについて免許に条件を付された者 (運転することができる自動車等の種類を限定された者を除く。)で、その条件の全部又 は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとする者は、その者の住所地を 管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、条件解除審査 申請書(別記様式第23号の3)を提出しなければならない。

#### 第21条の4 削除

(試験場所等)

第21条の5 運転免許試験は、第3項から第6項までに規定する場合を除き、次の表に掲げる公安委員会の管理する運転免許試験場において行う。

試験場の名称	試験場の位置
札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
函館運転免許試験場	函館市石川町149番地の23
旭川運転免許試験場	旭川市近文町17丁目2699番地の5
釧路運転免許試験場	釧路市大楽毛北1丁目15番8号
带広運転免許試験場	带広市西19条北2丁目1番2
北見運転免許試験場	北見市大正141番地1

- 2 前項の運転免許試験場においては、すべての種類の運転免許に係る運転免許試験を行う。
- 3 施行規則第22条第1項の規定により公安委員会の指定する道路は、法第2条第1項第1 号に規定する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)とする。
- 4 大型特殊免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る適性試験、学科試験及び技能試験並び に法第97条の2第1項第1号に該当する書面又は同項第2号に該当する卒業証明書を有す る者について行う学科試験は、必要により出張して行うことができる。
- 5 小型特殊免許及び原付免許に係る運転免許試験は、公安委員会が指定する警察署その他 の場所において行うことができる。
- 6 法第97条の2第1項又は第3項及び令第34条の5各号(第6号を除く。)の規定により 学科試験及び技能試験を免除される者に対する適性試験は、公安委員会が指定する警察署 その他の場所において行うことができる。
- 7 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験は、毎年11月1日から翌年3月31日まで の間においては、技能コースにおける積雪又は凍結に伴う危険を防止するため、行わない ものとする。

(受験の日時及び場所の指定)

第21条の6 運転免許試験は、免許の申請をした者に対し、受験の日時及び場所を指定して

行うものとする。

2 前項の指定は、受験の日時及び場所を記載した運転免許試験受験票(別記様式第24号)を交付して行うものとする。

(試験車の指定)

- 第21条の7 公安委員会は、一般社団法人又は一般財団法人であって、技能試験に使用する 自動車(以下この条において「試験車」という。)の管理を適正かつ確実に実施すること ができると認められるものとして、あらかじめ指定する者(以下「指定試験車管理機関」 という。)が管理する自動車について、施行規則第24条第7項の規定による試験車の指定 を行うものとする。
- 2 前項による指定試験車管理機関の指定は、その管理する自動車について試験車の指定を 受けようとする者の申出により行う。
- 3 施行規則第24条第7項の規定による試験車の指定は、指定試験車管理機関の申請により 行う。
- 4 公安委員会は、試験車を指定したときは、試験車指定書(別記様式第25号)を交付する ものとする。
- 5 指定試験車管理機関は、試験車を技能試験に使用する前に、試験車の管理に関する規程 を定め、公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様 とする。
- 6 公安委員会は、指定した試験車の管理に関し改善が必要であると認められるときは、指定試験車管理機関に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを勧告するものとする。
- 7 公安委員会は、指定試験車管理機関が前項の規定による勧告に従わなかったときは、指定試験車管理機関の指定を解除し、又は試験車の指定を取り消すものとする。
- 8 公安委員会は、前項の規定により試験車の指定を取り消したときは、試験車指定取消通 知書(別記様式第25号の2)により通知するものとする。

(技能試験官)

第21条の8 施行規則第24条第8項の規定による公安委員会の指定に関し必要な事項は、道 公安委員会が別に定める。

(試験の順序等)

- 第21条の9 運転免許試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。
  - (1) 適性試験
  - (2) 学科試験
  - (3) 技能試験
- 2 前項各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を行わないものとする。

(試験の結果の発表)

第21条の10 運転免許試験の結果の発表は、当該試験の日に、当該試験を行った試験場又は 指定試験場所において行うものとする。 (合格決定の取消しの通知等)

第22条 法第97条の3第1項に規定する合格決定の取消し、又は同条第3項に規定する受験をさせないことの通知をするときは、合格決定取消し、受験停止処分通知書(別記様式第27号)により行うものとする。

(再試験)

第22条の2 第21条の5から第21条の10までの規定(第21条の5第4項から第6項まで及び第21条の9第1項第1号の規定を除く。)は、公安委員会が行う再試験(法第100条の2第1項の再試験をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第21条の5第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第2項中「すべての種類の運転免許」とあるのは「準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許」と、「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、第21条の6第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、第21条の6第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験の申込み」と、同条第2項中「運転免許試験受験票(別記様式第24号)」とあるのは「再試験の申込み」と、同条第2項中「運転免許試験受験票(別記様式第24号)」とあるのは「技能再試験」と、第21条の9第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「(2)学科試験」とあるのは「(1)学科再試験」と、「(3)技能試験」とあるのは「(2)技能再試験」と、同条第2項中「前号各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を」とあるのは「技能再試験は、学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかった者に対しては」と、第21条の10中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

(免許証の更新申請等に添付する申請用写真の省略)

- 第22条の3 次に掲げる申請書には、申請用写真の添付を要しないものとする。ただし、当該申請と併せて法第94条第2項の規定による再交付の申請を行う場合又は法第103条若しくは第103条の2の規定により免許の効力が停止されている者が当該申請を行う場合はこの限りでない。
  - (1) 施行規則第29条第1項及び第29条の2第1項に規定する申請書を公安委員会に提出する場合において、別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターを経由して行うものであるとき。
  - (2) 施行規則第30条の9第1項に規定する申請書(法第104条の4第1項後段の申出に係るものに限る。)を公安委員会に提出する場合において、別表1に掲げる区分に従い当該警察署等を経由して法第101条第1項の規定による更新又は法第101条の2第1項の規定による更新の特例による申請と併せて申請を行うものであるとき。

(医師の届出)

- 第22条の4 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、届出書(別記様式第27号の3)により行うものとする。
- 2 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求は、確認要求書(別記様式第27号の4)により行うものとする。

- 3 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求に対する回答は、回答書(別記様式 第27号の5)により行うものとする。
- 4 法第101条の6第4項の規定による通知は、届出移送通知書(別記様式第27号の6)に より行うものとする。

(臨時適性検査等の通知)

- 第23条 法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査を行う場合における同条第6項の規定による通知(次項から第4項までにおいて「通知」という。)は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号)により行うものとする。
- 2 運転免許試験(仮運転免許(以下「仮免許」という。)の運転免許試験を除く。次項において同じ。)に合格した者若しくは運転免許(仮免許を除く。以下この項及び次項において同じ。)を受けた者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合(認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の疑いがある者に対して行う場合を除く。)又は運転免許を受けた者に対して法第102条第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号の2)により行うものとする。
- 3 運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者であって、認知症の疑いがあるもの に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査 通知書(別記様式第28号の2の2)により行うものとする。
- 4 仮免許の運転免許試験に合格した者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合における通知は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(別記様式第28号の3)により、仮免許を受けた者に対して同条第4項又は第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(別記様式第28号の4)により、それぞれ行うものとする。
- 5 法第107条の4第1項の規定による適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記様式 第28号の5)により行うものとする。
- 6 法第90条第8項又は第103条第6項の規定により適性検査の受検を命ずるときは、適性 検査受検命令書(別記様式第28号の6)により行うものとする。
- 7 法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定による医師の 診断書の提出命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の診 断書提出命令書により行うものとする。
  - (1) 法第90条第8項、第102条第4項(法第90条第1項第1号の2に該当する者及び第103条第1項第1号の2に該当することとなった者に対するものを除く。)又は第103条第6項の規定によるもの 別記様式第28号の7
  - ② 法第102条第1項から第3項までの規定によるもの 別記様式第28号の7の2
  - (3) 法第102条第4項(第90条第1項第1号の2に該当する者又は第103条第1項第1号の2に該当することとなった者に対するものに限る。)の規定によるもの 別記様式第28号の7の3

(臨時適性検査に係る免許の効力停止処分の解除等)

- 第23条の2 法第104条の2の3第1項の規定による処分の解除は、運転免許の効力停止処分解除通知書(別記様式第28号の8)により行うものとする。
- 2 法第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書(別記様式第 28号の9)により行うものとする。

(運転経歴証明書の交付の申請)

第24条 法第104条の4第5項(法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書(別記様式第29号) に申請用写真を添付して行うものとする。ただし、免許の取消しの申請と日を同じくして運 転経歴証明書の交付の申請を行い、かつ、別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免 許更新センターを経由して申請を行う場合は、申請用写真の添付を要しないものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第24条の2 施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、運転経歴 証明書記載事項変更届(別記様式第30号)により行うものとする。

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第24条の3 施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、運転経歴証明書再 交付申請書(別記様式第31号)により行うものとする。

(郵送による申請の手続)

- 第24条の4 次に掲げる申請を郵送により行おうとする者は、別表1に掲げる運転免許試験場を経由して当該申請をしなければならない。
  - (1) 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請(同項後段の申出に係るものを除く。)
  - (2) 法第104条の4第5項(法第105条第2項において読み替えて準用する場合を除く。) の規定による運転経歴証明書の交付の申請(前号に掲げる申請と日を同じくして行う場合に限る。)
- 2 前項の規定による同項第2号に掲げる申請は、第24条ただし書の規定にかかわらず、運 転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付するものとする。

第9章 講習等

(講習等)

第25条 法第108条の2第1項及び第2項に規定する講習について必要な事項並びに同条第3項の規定によるこれらの講習の実施の委託について必要な事項、法第108条の3に規定する初心運転者講習、法第108条の3の2に規定する軽微違反行為をした者に対する講習及び法第108条3の3に規定する若年運転者講習の手続について必要な事項並びに法第108条の4から第108条の12までの規定による指定講習機関について必要な事項は、別に北海道公安委員会規則で定める。

第10章 雑則

第26条 削除

(高速道路に係る指示)

第27条 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び令第42条第1項に規定する自動車専用道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、方面公安委員会に対し、法又は法に基づく命令の規定により方面公安委員会の権限に属する事務の処理について指示するものとする。

(高速自動車国道等における権限)

第28条 法の規定により警察署長の権限に属する事務(第4条の規定により警察署長の権限に属する事務を含む。)のうち、高速自動車国道等(高速自動車国道(北海道横断自動車道黒松内北見線のうち足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線39番2から北見市北上940番4までの区間(以下「北見線」という。)を除く。)及び法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係るものは、法第114条の3の規定に基づき、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)の所在地を包括する方面については北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長が、函館方面については北海道警察函館方面本部交通課長が、旭川方面については北海道警察旭川方面本部交通課長が、釧路方面については北海道警察北見方面本部交通課長が行うものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

- 第29条 令、施行規則又は法、令若しくは施行規則に基づく国家公安委員会規則の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。
  - (1) 令第6条第3号及び令第18条第1項第5号の公安委員会の定めに関する事務
  - (2) 令第10条の公安委員会の指定のうち全国的な幹線道路に係るものに関する事務
  - (3) 施行規則第6条の8及び第38条の7第2項の認定に関する事務
  - (4) 指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)で定める事務
  - (5) 交通安全活動推進センターに関する規則 (平成10年国家公安委員会規則第3号) で定める事務

(公安委員会の事務の委任)

- 第30条 道公安委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、警察本部長が行う。 ただし、道公安委員会が弁明の機会を付与し、又は聴聞若しくは意見の聴取を行った事案 については、この限りでない。
  - (1) 運転免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務 (これらの処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務を含む。)
  - (2) 仮免許を与えること及び仮免許の取消しに関する事務
- 2 方面公安委員会は、令第44条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項各号に掲げるものについては、方面本部長に行わせるものとする。この場合において、

前項ただし書の規定を準用するものとする。

3 方面公安委員会は、法第114条の2第2項及び前項の規定により方面本部長に事務を委任したときは、その旨及び委任した事務の範囲を公示しなければならない。

## 第31条 削除

(警察本部長への委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、警察本部長が 定める。

附則

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2 道路交通法施行細則(昭和35年北海道公安委員会規則第4号。以下「旧細則」という。) は、廃止する。
- 3 この細則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この細則の施行前にした反則行為に対する反則金の適用については、なお従前の例による。
- 5 この細則施行の際、現に旧細則の規定により公安委員会に対してされている各種の申請 その他の手続又は公安委員会がした処分については、それぞれ、この細則の相当規定によ り公安委員会に対してされた手続又は公安委員会がした処分とみなす。
- 6 この細則施行の際、現に交通規制に関する公安委員会告示の規定により交通規制の対象 から除外する車両として標章の交付を受けているものについては、この細則の規定により 標章を交付したものとみなす。
- 7 第28条の規定により北海道警察旭川方面本部交通課長が行う事務のうち、高速自動車国 道北海道横断自動車道黒松内釧路線に係るものは、同条の規定にかかわらず、当分の間、 北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長が行うものとする。ただし、緊急を要するた めやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

附 則(昭和48年公安委員会規則第6号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第12条第7号の改正規定は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則 (昭和48年公安委員会規則第9号)

この規則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則 (昭和50年公安委員会規則第2号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年公安委員会規則第10号)抄

1 この規則は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年公安委員会規則第3号)

- 1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に身体障害者使用車としての標章の交付を受けている者について は、この規則に基づき標章の交付を受けたものとみなす。

附 則(昭和53年公安委員会規則第8号)

この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則(昭和54年公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和57年4月12日から施行する。

附 則(昭和57年公安委員会規則第7号)

この規則は、昭和58年1月10日から施行する。

附 則 (昭和59年公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和59年2月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、昭和58年10月31日から適用する。

附 則(昭和60年公安委員会規則第10号)

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行し、この規則による改正後の第21条の規定は、昭和62年12月7日から適用する。

附 則(昭和63年公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(平成元年公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第21条の規定は、平成元年4月10日から適用する。

附 則(平成元年公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年公安委員会規則第7号)

改正 平成9年10月13日公安委員会規則第5号

改正 平成13年3月30日公安委員会規則第6号

改正 平成13年6月29日公安委員会規則第12号

改正 平成22年3月26日公安委員会規則第3号

- 1 この規則は、平成元年9月12日から施行する。
- 2 高速自動車国道および自動車専用道路における警察署長の権限の特例に関する規則(昭和46年北海道公安委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則(平成元年公安委員会規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年公安委員会規則第10号)

改正 平成8年8月28日公安委員会規則第5号

(施行年月日)

1 この規則は、平成2年2月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の道路交通法施行細則第12条の規定は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続、処分その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(規則の廃止)

3 北海道公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年北海道公安委員会規則第5号) は、廃止する。

(規則の一部改正)

4 北海道公安委員会及び方面公安委員会聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則(昭和42 年北海道公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成2年公安委員会規則第3号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第90号)の施行の日(平成 2年9月1日)から施行する。

附 則(平成3年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成3年4月15日から施行する。

附 則(平成5年公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年公安委員会規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部 のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成6年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年公安委員会規則第13号)

この規則は、平成7年1月4日から施行する。

附 則(平成7年公安委員会規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部 のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成7年公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年公安委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成9年公安委員会規則第5号)

この規則は、平成9年10月22日から施行する。

附 則 (平成10年公安委員会規則第2号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成10年公安委員会規則第7号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年公安委員会規則第8号)

1 この規則は、交付の日から施行する。

附 則(平成10年公安委員会規則第9号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年公安委員会規則第12号)

この規則は、平成10年11月27日から施行する。

附 則(平成12年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成12年3月30日から施行する。

附 則 (平成13年公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第7号)の 一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成13年公安委員会規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第12条に1号を加える改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第7号)の 一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成13年公安委員会規則第18号)

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成14年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第28条の表40号の項の改正規定は 平成15年3月21日から、同表に228号の項を加える改正規定は平成15年3月24日から施行す る。

附 則 (平成16年公安委員会規則第2号)

- 1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則(以下「新規則」という。) 別表3に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用について は、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

附 則(平成16年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年公安委員会規則第12号)

この規則は、平成16年11月6日から施行する。

附 則(平成17年公安委員会規則第4号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、道路交通 法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第1条第 4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 平成17年4月1日から改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日までの間においては、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及びこれらの法令に基づく国家公安委員会規則並びに道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の規定による北海道公安委員会又は方面公安委員会に対する申請及び届出の種別、申請者及び届出者の住所地並びに経由先は、この規則による改正前の道路交通法施行細則別表1に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

   申請及び届出の種別	申請及	及び届出者の住所地	経 由 先
中雨及い田山の種別	方面別	警察署別	性 円 儿
改正法附則第2条の規定 に基づき同法第3条の施 行前に行う同条の規定に 行前に行うの法第51条の 8第2項 (法人の理録の申請) 改正法附則同法第3条の に基づきう同条の規定に よる改正で はあるの法第51条の よ第7項 は法第51条の よ第7項 は法第51条の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	各方面	各警察署管内 (住所地が北海道以 外にあるもので、北 海道内に事務所を有 するものを含む。)	各警察署
改に行よる第上ででは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	各方面	各警察署管内 (所在地が北海道以 外にある者を含む。)	申請先の方面管内の各警察署

行前に行う同条の規定に		
よる改正後の法第51条の		
13第1項第1号口		
(認定及び認定書の再交		
付の申請)		

3 この規則の施行前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表3に掲げる道路(この規則による改正前の道路交通法施行細則別表3に掲げる道路を除く。)を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則(平成17年公安委員会規則第8号)

この規則は、平成17年7月3日から施行する。

附 則 (平成18年公安委員会規則第7号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第5号の改正 規定は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表3に掲げる道路(この規則による改正前の道路交通法施行細則別表3に掲げる道路を除く。)を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則(平成18年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、法第28条の改正規定は、平成18年11月25日から施行する。

附 則 (平成19年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、法第28条の改正規定は、平成19年3月18日から施行する。

附 則(平成19年公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路交通法施行細則(以下「新細則」という。)第21条の5から第21条の10までの規定(第21条の5第4項から第7項まで及び第21条の9第1項第1号の規定を除く。)は、新細則第22条の2の規定にかかわらず、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び改正法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免

許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して行う再試験(改正法附則第14条の規定により読み替えて適用される改正後の道路交通法第100条の2第1項の再試験をいう。以下この項において同じ。)について準用する。この場合において、第21条の5第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第2項中「すべての種類の運転免許」とあるのは「中型免許」と、「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、第21条の6第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「免許の申請」とあるのは「再試験の申込み」と、同条第2項中「運転免許試験受験票(別記様式第24号)」とあるのは「再試験受験票(別記様式第27号の2)」と、第21条の7第5項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第21条の9第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「(2)学科試験」とあるのは「(1)学科再試験」と、「(3)技能試験」とあるのは「(2)技能再試験」と、同条2項中「前項各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を」とあるのは「技能再試験は、学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかった者に対しては」と、第21条の10中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

3 この規則施行の際、現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残 部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

4 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附 則 (平成19年公安委員会規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項から附則第6項を1項ずつ繰り上げる。

附 則 (平成19年公安委員会規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の道路交通法施行細則(以下「旧細則」という。)第3 条の2第1項第3号工及び第5号カからケまでの規定により交付を受けた標章の効力は、 当該標章の有効期限が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則(平成19年公安委員会規則第18号)

改正 平成22年3月12日公安委員会規則第2号 改正 平成22年3月26日公安委員会規則第3号

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年10月21日から施行する。

附 則(平成19年公安委員会規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成19年北海道公安委員会規則第15号。次項において「改正規則」という。)附則第3項の規定により交付されている標章(この規則による改正後の道路交通法施行細則(以下この項において「新規則」という。)第3条の2第1項第5号エ(ア)に掲げる者に該当することとなる者に係る標章を除く。)は、当該標章の有効期間の満了する日までの間は、新規則第3条の2第1項第5号エ(カ)に掲げる者に該当する者として交付された標章とみなす。

(改正規則の一部改正)

3 改正規則の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則(平成21年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第8号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第14号)

この規則は、平成21年11月14日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第17号)

この規則は、平成21年12月12日から施行する。

附 則(平成22年公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条の表の改正規定中「同市字智恵文 1900番1」を「中川郡美深町字美深666番10」に改める部分は平成22年3月6日から、「天 塩郡豊富町字上サロベツ572番7から同町」を「天塩郡幌延町元町88番1から同郡豊富町」 に改める部分は同月14日から施行する。

附 則(平成22年公安委員会規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年公安委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定及び附則に3 項を加える改正規定(附則第7項に係る部分に限る。)は同年3月28日から、第7条第2 項の改正規定は同年4月19日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第7号)の 一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

3 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成19年北海道公安委員会規則第18号)の 一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附 則(平成23年公安委員会規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年公安委員会規則第9号)

この規則は、平成23年11月26日から施行する。

附 則(平成24年公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年公安委員会規則第6号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年公安委員会規則第7号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成24年11月10日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規則第9号)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表1及び別記様式第28号の4 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部 のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成26年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成27年3月14日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年公安委員会規則第6号)

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(平成27年公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成27年11月8日から施行する。

附 則(平成28年公安委員会規則第1号)

この規則中第28条の表の改正規定は平成28年3月12日から、別表4の改正規定は同年4月 1日から施行する。

附 則(平成28年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年公安委員会規則第3号)抄

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年公安委員会規則第1号)

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、同年4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部 のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することができる。

附 則(平成29年公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年公安委員会規則第12号)

この規則は、平成29年10月9日から施行する。

附 則(平成30年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年公安委員会規則第6号)

この規則中第28条の表の改正規定は平成30年11月24日から、別表4の改正規定は同年12月 8日から施行する。

附 則(平成31年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成31年3月9日から施行する。

附 則(平成31年公安委員会規則第6号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和元年公安委員会規則第7号)

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則(令和元年公安委員会規則第10号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年公安委員会規則第13号)

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定に基づき作成 された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することが できる。

附 則(令和元年公安委員会規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年公安委員会規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第28条の表の改正規定は公布の日から施行する。

附 則(令和2年公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年公安委員会規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の規 定による道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙 に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和3年公安委員会規則第7号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める 規則(昭和62年北海道公安委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則(令和4年公安委員会規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の 規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成され た様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することがで きる。

附 則(令和4年公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年公安委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年公安委員会規則第13号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年公安委員会規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年公安委員会規則第9号)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の 規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成され た様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することがで きる。
  - ※ 別表及び別記様式は省略